

令和7年度むつ市豊かな森づくり補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 1 5 日

むつ市告示第 1 3 4 号

(趣旨)

第1条 市は、森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の発揮や林業の振興を図るため、市内の民有林において実施する森林整備に要する経費について、予算の範囲内において、むつ市豊かな森づくり補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の申請は、むつ市豊かな森づくり補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、別表のとおりとする。

3 補助対象者は、補助金の交付申請及び受領について、第三者に委任することができる。

(補助金の交付の決定及び確定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定し、むつ市豊かな森づくり補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第2項の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助対象事業

の施行地（以下「施行地」という。）を森林以外の用途に転用（施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、施行地が森林以外の用途に転用される場合を含む。）する行為又は施行地上の立竹木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ市長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(2) 森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(3) 人工造林にあっては、造林後成林の見込みが確実になるまで年1回以上の保育の施行及び枯損箇所への補植を行うこと。

(4) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(5) 補助対象事業の状況、補助対象事業の経費の収支その他補助対象事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

（補助金の請求）

第6条 補助金の請求は、むつ市豊かな森づくり補助金請求書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

事業区分	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	添付書類
1 森林環境保全直接支援事業	青森県民有林野造林補助金交付要綱（以下「要綱」という。）	令和6年度において青森県民有林野造林補助実施要領の規定により補助金の交付の決定を受けた事業であって、県要綱別表第1に該当するもののうち、次に定めるものとする。 ア 人工造林 イ 下刈りⅠ Ⅰ 齢級以下に限る。	補助対象事業に要する経費であって、青森県知事が定める青森県民有林野造林補助事業標準単価による間接費込単価に面積を乗じて得た額（以下「標準経費」という。）とする。	標準経費に10分の2（査定係数180が適用された事業にあつては、100分の18）を乗じて得た額以内の額	1 申請内訳書（様式第2号） 2 民有林野造林補助金交付申請書の写し 3 民有林野造林補助金交付決定及び確定通知書の写し 4 位置図及び施業図（ただし、過去5年以内に同一の書類を提出している場合は、省略することができる。） 5 その他市長が必要と認める書類
2 特定森林再生事業	別表第1の1森林環境保全直接支援事業又は第1の2特定森林再生事業に該当する事業を実施した者とする。	ウ 下刈りⅡ Ⅱ 齢級以下に限り、Ⅰに掲げるものを除く。 エ 枝打ち オ 除伐 カ 保育間伐 キ 間伐 ク 森林作業道整備		標準経費に20分の1を乗じて得た額以内の額	

備考 補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。